不利益処分の処分基準

処分の内容		行為の中止、物件の除去等の命令
根拠法令及び条項		道路法第４８条第４項
所管部課係名		インフラ整備部道路管理課管理係
処分基準	関係条項	
	基準 （未設定の場合はその理由）	【根拠条文】 （道路保全立体区域内の制限） 第四十八条　［略］ ２　［略］ ３　第一項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、高架の道路の橋脚の周囲又は地盤面下の道路の上下における土石の採取その他の道路保全立体区域における行為であつて、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。 ４　道路管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。
	参考事項	
	設定等年月日	平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）